

令和6年度

岩手山麓農業水利事業

第二沢民分水工改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局

岩手山麓農業水利事業所

第1章 総 則

岩手山麓農業水利事業第二渋民分水工改修工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、岩手山麓土地改良事業計画に基づき、第二渋民分水施設を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市日戸地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 第二渋民分水工

1) 暗渠工 L= 13.7m

2) 管水路工 1 式

鋼管 ϕ 500~700

ゴム可とう管 ϕ 700

3) 分水工 1 箇所

4) 既設構造物撤去工 1 式

5) 鋼構造物設置工

簡易ゲート ϕ 700 用 1 門

簡易ゲート ϕ 150 用 1 門

6) 仮設工 1 式

(2) 下流トランジション補修工

1) 断面修復工 A=15.0m²

4. 工事数量

「別紙-1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

本工事における施工期間は、令和6年9月11日~令和6年12月10日とする。ただし、取水に係

る構造物以外の施工は、上記工程制限の対象外とする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等87日見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年6月24日から令和7年1月31日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年6月23日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

5. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び祝日、夏期休暇（お盆の3日間）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の施行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の地質は、EL249.560m以下は岩塊・玉石、それ以外は砂質土及び粘性土を想定している。

2. 保安対策

- (1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

- (2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無
県道渋民川又線 仮設道路出入口	1名／日	1名	昼間	無

3. 関係機関との調整

本工事の施工に際しては、岩手山麓土地改良区及び岩手県企業局と十分な打合せを行い善良な管理使用を行うものとし、不具合が生じた場合の処置は発注者と協議するものとする。

また、隣接地権者とトラブルを生じないように、十分に連絡調整を行わなければならない。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1－1－34及び3－2－2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

5. 関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1－1－42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

6. その他

周辺構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき、仮設道路を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘要
土捨場	盛岡市門前寺越戸76-33	160m ³	岩塊・玉石

3. 発生材置場

本工事で発生した鋼材類は以下に示す箇所に搬出するものとする。なお、発生材の荷下しに当たっては、他工事発生材と混在しないよう区別し、本工事で発生したことが解るよう現場に表示するものとする。また、発生材の重量について監督職員に報告するものとする。

名 称	地 先 名	摘 要
発生材置場	盛岡市好摩芋田向85-6	簡易ゲート（φ700用）

4. 除雪工

除雪は除雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、「別図－1」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の使用に当たっては、「別紙－2 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （2）発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）砕石及び骨材

再生クラッシュラン RC－40

（2）ボックスカルバート

ボックスカルバートは、全国ボックスカルバート協会規格、又は同等品によるものとする。

（3）鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD345 D19
SD295 D16
SD295 D13

(4) バタフライフロート弁

ギア式バタフライフロート弁 500A、7.5K

(5) 簡易ゲート (φ700用)

型 式：ステンレス製スライドゲート

有 効 高：0.7m

有 効 幅：0.7m

敷 高：EL 251.670

水密方式：後面四方ゴム水密

(6) 簡易ゲート (φ150用)

型 式：ステンレス製スライドゲート

有 効 高：0.15m

有 効 幅：0.15m

敷 高：EL 248.270

水密方式：後面四方ゴム水密

(7) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類 による記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	B B	均しコンクリート 鋼管巻立て ゲート開口部
無筋コンクリート	18	8	40	65以下	B B	埋戻しコンクリート
鉄筋コンクリート	21	12	25	55以下	B B	分水工コンクリート

※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

(8) 断面修復材

断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足する材料又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値	
付着強度試験	JSCE-K 561 供試体の被覆厚さ 20mm を標準とする。 水中条件における養生条件： 供試体作成後、温度 20±2℃、相対湿度 60±10%で7日間気中養生後、脱型して水中養生を行う。乾湿・温冷繰り返し回数 10 サイクル	各試験条件における付着強度	
		標準条件	1.5N/mm ² 以上
		多湿条件	1.5N/mm ² 以上
		低温条件	1.5N/mm ² 以上
		水中条件	1.0N/mm ² 以上
		乾湿繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
		温冷繰返し条件	1.0N/mm ² 以上
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	圧縮強度 21.0N/mm ² 以上	

試 験 方 法 等		規 格 値
長さ変化率試験	JIS A 1129-3 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ 、湿度 $50\pm 5\%$	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下（中性化速度係数 $18\text{ mm}/\sqrt{\text{年}}$ 以下）
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験（案）（材齢 28 日、10 時間経過後）	標準供試体に対する平均摩耗深さの比が 1.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148（A法） 凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上

2. 見本または資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書、構造計算書
鉄筋	カタログ
コンクリート	配合報告書・試験成績書
モルタル	配合報告書・試験成績書
目地材、シール材	カタログ、試験成績書
バックアップ材	カタログ
プライマー	カタログ、試験成績書
断面修復材	カタログ・配合報告書・試験成績書
山砂、石材、骨材類	試験成績書・粒度分析表
止水板	カタログ
ウィープホール	カタログ、製品性能表
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ、試験成績書
異形管継手	カタログ、試験成績書
配管材	カタログ、試験成績書
足掛金具	カタログ、試験成績書
バタフライフロート弁	製作図
簡易ゲート	製作図、ミルシート
グレーチング蓋	製作図
リヤガード	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
断面修復材	空袋数量	施工完了後、空袋等の確認を行う。
コンクリート二次製品	外観、寸法等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。
管類、鋼材等	外観・形状等	現場搬入時
グレーチング蓋	外観・形状等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。
バタフライフロート弁	外観、寸法等	現場搬入時
簡易ゲート	外観、寸法等	現場搬入時

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 域
碎石類	再生クラッシャーラン RC-40	盛岡市
敷鉄板	L1524×B6096×t22、1604kg	金ヶ崎町

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場

合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔 確認 対象	備考
共通 工事	掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了時	—	
		地質状況	地質変化時	—	
	砕石基礎、現場打コ ンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	—	
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以 降、構造変更毎に1箇所	—	
	指定仮設工 仮設道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所	—	
水路工事 ボックスカルバート		基準高	初期施工段階で1箇所	—	
断面修復工		長さ、幅及び厚さ、 外観	初期施工段階で1箇所	—	

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	基礎砕石

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について本工事現場で利用が可能か否かの検討を行い、その利用方法等について監督職員と協議するものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 (有筋)	大森工業(株)	盛岡市玉山区川又字奴 屋敷 61-34	8 時～17 時	再資源化 施設業者
コンクリート殻 (無筋)	(有)西根企業	滝沢市後 525-3	8 時～17 時	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 構造物撤去工

(1) 支障物の撤去

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

(2) 既設水路等の撤去

既設水路等の撤去は、搬出可能な大きさに破砕して搬出するものとする。また、既設構造物の取壊しをコンクリートブレーカ及びコンクリート圧砕機を計画しているが、既設構造物の状況により取壊しが困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 発生材

現場で発生した発生材（鋼材類）は、第5章の3に示す場所へ搬出すること。

6. 土工

(1) 掘削及び床掘

1) 掘削及び床掘

①掘削土は埋戻し及び盛土に流用することとしているが、転圧試験を行い、盛土及び埋戻材として流用できないと判断された場合は監督職員と協議するものとする。

②掘削に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

③法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

埋戻及び盛土は事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

7. 基礎工

砂基礎の締固めは、十分に締め固めなければならない。

8. 暗渠工

(1) 暗渠工

- 1) ボックスカルバートの施工に当たっては、事前に割付図を提出し監督職員の承諾を得るものとする。
- 2) ボックスカルバートの1個当たりの標準長さは、2.0mとする。
- 3) ボックスカルバートの据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意し、高さの調整はモルタル等で行うものとする。
- 4) 既設構造部との取り合いにより、施工区間を変更する必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。

9. 補修工

(1) 準備工

- 1) 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。
また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。
- 3) 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

(2) 補修範囲の状況確認

下地処理の終了後に、図面を基に補修箇所の劣化状況を確認する。図面に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥落等の劣化が確認された場合には、図面に追補するとともに写真及びスケッチ等で劣化状況を記録するものとする。

(3) 断面修復工（左官工法）

- 1) 下地処理後に鉄筋が露出している場合は、補修工法について監督職員と協議するものとする。
- 2) プライマーは、塗りが残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。
なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 3) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。
修復厚が3cm以上ある場合は、1層を3cm以内とし複数層に分けて施工しなければならない。
なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。

養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4) 断面修復材の材料使用量確認について

断面修復材の材料使用量については、設計量×(1+K)で計上している。補正係数Kは、0.11とし補正係数には練り混ぜ機器等に残るものが含まれている。

使用した材料の空袋により使用量の確認を考えており、受注者は施工終了後に監督職員に空袋の確認を受けるものとする。空袋実績が上記の材料使用量によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

10. 附帯工

(1) 安全設備等

- 1) 本工事では分水槽内への昇降を容易にするため、足掛金具を設置する計画である。
- 2) 足掛金具の設置位置については、事前に監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加事項

施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は次によらなければならない。

- 1) 補修工（断面補修）の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】（案）令和5年3月」により実施するものとする。

①出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測 定 基 準
断面修復工 (左官工法)	長さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	厚さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。 但し、小規模補修（概ね1m ² 未満）は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。

②撮影管理

撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種		撮 影 基 準	撮 影 箇 所
断 面 修 復 工 (左 官 工 法)	断 面 修 復 工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。50m 未満 は 2 箇所撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料 の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、 面積測定状況を撮影する。
	断 面 修 復 工	全 1 回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、 梱包材等）を撮影する。
	鉄 筋 処 理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。

③品質管理

品質管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表により難しい場合は事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試 験 方 法	規 格 値	試験 (測定) 基準
断 面 修 復 工 (左 官 工 法)	圧縮強度試験	JSCE-K561 試験体：円柱試験体 ($\phi 50\text{mm} \times 100\text{mm}$) を 1 回につき 3 本採取。作 成 1 日後に脱型し、材 齢 28 日まで $20^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ の水中養生。	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製： 断面修復工施工中 の材料練り混ぜ中 のものから採取 ②試験頻度： 施工延長概ね 50～ 100m ごとに 1 回

④管理方式

出来形管理及び品質管理の管理方式は、監督職員が別に示す様式により行うものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」) によるものとする。

4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の (1) から (4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければ

ならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

1. 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 土質及び地質が異なった場合
- (2) 転石等が出現した場合
- (3) 現場発生土が盛土・埋戻し材料に使用できない場合
- (4) 建設発生土受入地の位置及び処理方法に変更が生じた場合
- (5) 地質状況及び現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合
- (6) 地盤支持力の確認によって、地盤改良等の対策が必要になった場合
- (7) 既設構造物との接続部の状況により施工範囲を変更する場合
- (8) 補修箇所、補修範囲、工法、数量等に変更または追加が生じた場合
- (9) 湧水等の処理が必要になった場合
- (10) 地下埋設物(埋蔵文化財含む)が出現した場合
- (11) 過失によらない周辺地盤に著しい変位や沈下があった場合
- (12) 第三者との協議結果(家屋調査を含む)により変更が生じた場合
- (13) 伐開が必要となった場合
- (14) 安全施設等の付帯施設の設置が必要となった場合
- (15) 原形復旧が必要となった場合
- (16) 工事用道路及び仮設ヤードの位置及び構造に変更が生じた場合

- (17) 施工始点及び施工終点の変更が生じた場合
- (18) 除雪が必要になった場合
- (19) 雪寒仮囲いによる養生が必要になった場合
- (20) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (21) 諸経費動向調査、歩掛調査等を追加する場合
- (22) 二次製品の割付けにより数量や寸法に変更が生じた場合
- (23) 第12章 5. (1)～(3)に基づく確認により変更が生じた場合
- (24) その他両者協議の上、必要と認めた場合

第12章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③競争参加資格要件として求めた同種工事または類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

1) V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しない。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6）のV E 管理費については、変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

受注者のV E 提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

4. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術的課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア①～⑪の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（3）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（4）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1) 用水・電力等の供給設備 2) 緑化・花壇 3) ライトアップ施設 4) 見学路及び椅子の設置 5) 昇降設備の充実 6) 環境負荷の低減
営繕関係	1) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2) 労働宿舍の快適化 3) デザインボックス（交通誘導員警備員待機室） 4) 現場休憩所の快適化 5) 健康関連設備及び更生施設の充実等
安全関係	1) 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2) 盗難防止対策（警報器等） 3) 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1) 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 2) 完成予想図 3) 工法説明図 4) 工事工程表 5) デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 6) 見学会の開催（イベント等の実施含む） 7) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 8) パンフレット・工法説明ビデオ 9) 社会貢献

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

1) 補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02
排水構造物工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02

11. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現

現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領

収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第13章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項または本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	16	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	16	
(2) 既設ゲート撤去工				
簡易ゲート撤去工	SS製、φ700用	基	1.000	
現場発生材運搬		式	1.000	
2. 暗渠工				
(1) 作業土工				
床掘り	土砂	式	1	
基面整正		m ²	21	
人力荒仕上げ		m ²	39.000	
埋戻		式	1	
(2) プレキャスト暗渠工				
ボックスカルバート据付	B1000*H1000	m	13.700	
目地材	施工目地（直線）、t=5mm	m	20.000	
目地材	施工目地（曲線）、t=7mm	m	8.000	
目地材	ゴム発泡体、t=10mm	m ²	1.300	
3. 管体工				
(1) 作業土工				
床掘り	土砂	式	1	
埋戻		式	1	
人力荒仕上げ		m ²	19.000	
法面整形	切土部、管水路基礎	m ²	9	
基面整正	管水路基礎	m ²	6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
砂基礎		m ³	3.000	
(2)管体布設				
鋼管布設工	ステフナー付1F短管 700A*1660L	本	1.000	
鋼管布設工	2F曲管 700A*1726/950L*90°	本	1.000	
鋼管布設工	2F曲管 700A*1340/3159L*48° 21' 46"	本	1.000	
鋼管布設工	ステフナー付3F片落T字管 700A*500A*2630L*1775L	本	1.000	
鋼管布設工	ステフナー付2F曲管 500A*1775/700L*90°	本	1.000	
鋼管布設工	ステフナー付短管 150A*1000L	本	1.000	
ゴム可とう管布設	φ 700, 偏心量100, L=650	本	2.000	
塩ビ管布設	VU φ 150、直管（両差し口）	m	16.300	
VU φ 150継手	ベンド22° 1/2°	個	1.000	
VU φ 150継手	ベンド11° 1/4°	個	2.000	
VU φ 150継手	ベンド5° 5/8°	個	2.000	
DRジョイント	φ 150	個	1.000	
無収縮モルタル	壁	m ³	0.600	
4. 分土工				
(1)作業土工				
床掘り	土砂	式	1	
法面整形	切土部	m ²	38	
床掘り	岩塊・玉石	式	1	
人力荒仕上げ		m ²	49.000	
埋戻		式	1	
残土処理	土砂	m ³	160.000	
(2)分水施設工				
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下、RC-40	m ²	26	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
均しコンクリート	18-8-25BB	m3	1.000	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	18-8-25BB	m3	9.6	
コンクリート	18-8-40BB、埋戻	m3	16	
型枠	鉄筋・無筋構造物	式	1	
コンクリート	21-12-25BB	m3	50	
型枠	鉄筋・無筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345、D19	ton	1.59	
鉄筋	SD295、D16	ton	0.445	
鉄筋	SD295、D13	ton	1.85	
止水板	CC、100*5	m	41.500	
ウィープホール	φ 50	箇所	16	
足場工	手摺先行型枠組	式	1	
支保工	小規模	式	1	
グレーチング	1600*3000用、4分割、T-0.5	枚	4.000	
グレーチング	1600*3000用、4分割、切欠有、T-0.5	枚	4.000	
グレーチング	1000*1200用、2分割T-0.5	枚	2.000	
グレーチング	1600*600用、T-0.5	枚	2.000	
リアガード	SUS製、H-1700	台	2.000	
足掛金具工	樹脂被覆付B300	本	46.000	
バタフライフロート弁	500A、ギア式、7.5K	台	2.000	
(3)水抜工				
均しコンクリート	18-8-25BB	m3	0.100	
型枠	均しコンクリート	式	1	
吐出水槽	600*600*600、蓋付	個	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(4)ゲート設備据付工				
簡易ゲート据付工	SUS製、φ700用	式	1.000	
簡易ゲート据付工	SUS製、φ150用	式	1.000	
5. 補修工				
(1)補修工	下流トランジション			
断面修復工	無機系被覆材、t=10mm	m ²	15.000	
下地処理	床、t ≤ 3cm	m ²	15.000	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m ³	0.2	
6. 仮設工				
(1)工事用道路				
掘削	土砂、小規模	m ³	32.000	
流用土盛土	1.0 ≤ B < 2.5	m ³	32	
法面整形	盛土部	m ²	49	
(2)敷鉄板				
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	664	
(3)交通誘導警備員				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人	89	
7. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(2)技術管理費				
技術管理費				
圧縮強度試験				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
圧縮強度試験	断面修復工	回	1.000	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- １． この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- ２． この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- ３． 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。
なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。
 - 5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当

する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ

ばならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

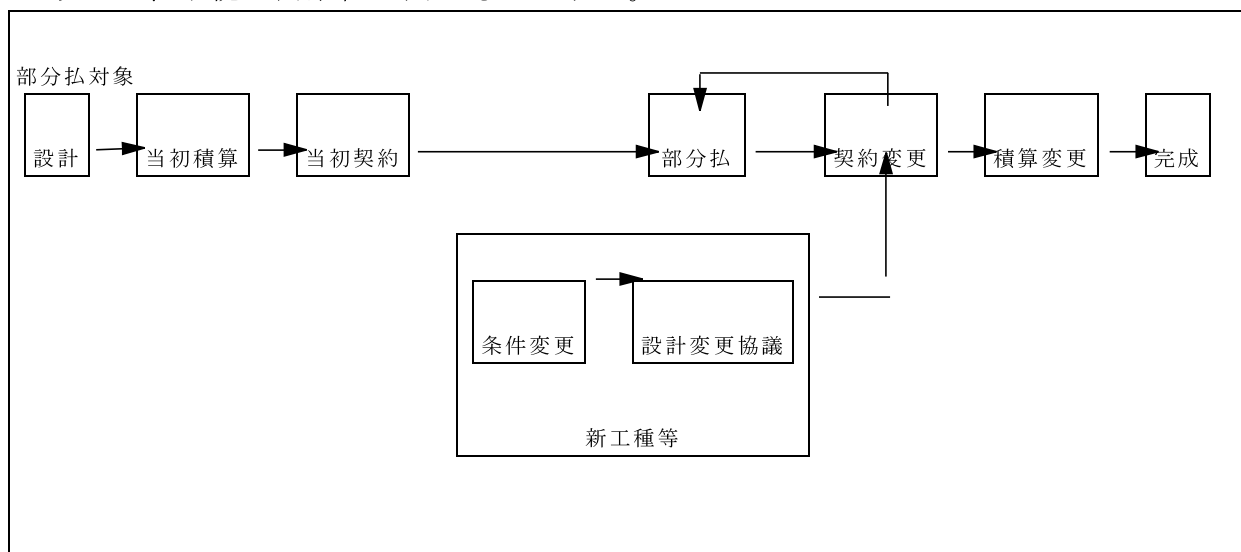
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の¹⁾内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第 6 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前 払 金 請 求 額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

別図-1

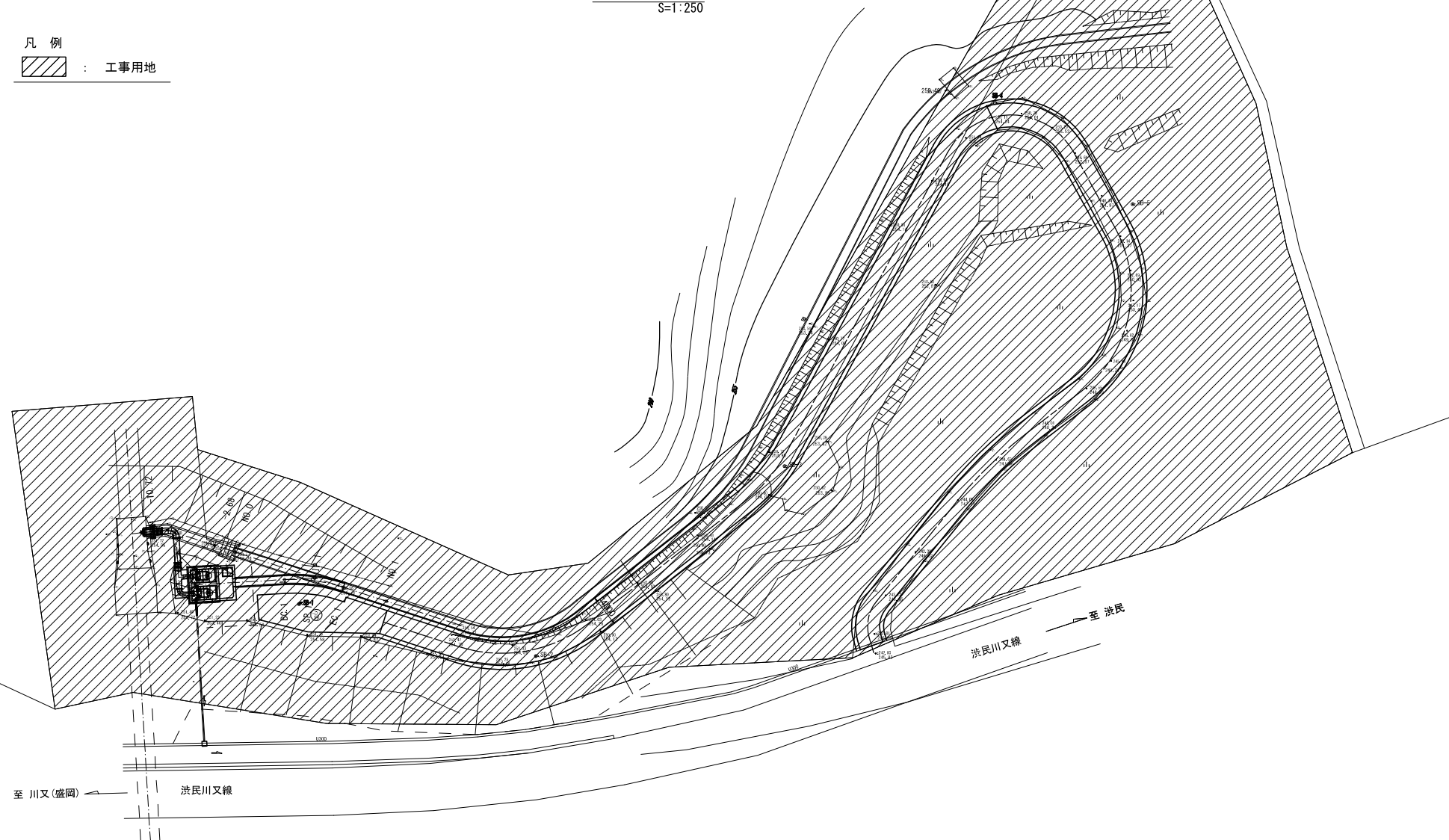
第二洪民分水工 工事用地図

凡 例

： 工事用地

平 面 図

S=1:250



至 川又(盛岡)

洪民川又線

至 洪民
洪民川又線

令和6年度

岩手山麓農業水利事業

第二沢民分水工改修工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	計画一般図	1	
3 - 1 / 2	分水工構造図 (1 / 2)	1	
- 2 / 2	分水工構造図 (2 / 2)	1	
4 - 1 / 4	分水工配筋図 (1 / 4)	1	
- 2 / 4	分水工配筋図 (2 / 4)	1	
- 3 / 4	分水工配筋図 (3 / 4)	1	
- 4 / 4	分水工配筋図 (4 / 4)	1	
5	プレキャスト暗渠工構造図	1	
6	異形管詳細図	1	
7	グレーチング詳細図	1	
8	リアガード詳細図	1	
9	ゲート詳細図	1	
10	既設水路撤去図	1	
11	下流トランジション補修計画図	1	
12	仮設計画図	1	
計		16	